

第1章 策定の趣旨と位置づけ

第1章 策定の趣旨と位置付け

第1節 策定の趣旨

1) 策定の趣旨 平成28年3月（計画年度：平成28年度～令和7年度）

本市の水道事業は、昭和28年（1953）に当時の岩沼町において創設され、昭和30年（1955）から給水を開始しました。その後、人口増加に合わせて給水区域の拡張と施設の更新に取り組み、安心・安全で良質な水道水を可能な限り低廉な価格で、安定して供給する体制の構築に努めてきました。

しかし、統計データによると今後の日本の人口は減少傾向と予想されています。このことは水道事業にとって給水人口の減少に伴い、給水量も減少し続けると推測されます。

本市においても、今後、給水人口や給水量が減少し料金収入の減少が見込まれる中で、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大や、東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しなど、非常に厳しい事業環境の変化に直面しています。このような状況の中で、水道事業を持続させるための問題解決を図るには、関係者が目指すべき将来像を共有し、それぞれの役割を果たしつつ、一丸となって対応していく必要があります。

本市では、将来にわたり、安心・安全で良質な水道水を安定的に供給し続けるために、現状分析を行い課題を明らかにするとともに、それらの課題を解決するために今後の目指すべき将来像と取り組むべき施策を示す「岩沼市水道事業ビジョン」を策定しました。

2) 改訂の趣旨 令和3年3月

水道事業をとりまく社会環境の変化に対応し水道事業の基盤強化を図るため、平成30年（2018）12月に水道法の一部改正が行われました。新水道法においては「関係者の責務の明確化」「広域連携の推進」「適切な資産管理の推進」「官民連携の推進」について規定され、新たな水道事業の構築が求められています。

本市では、平成27年度（2015）に策定した「岩沼市水道事業ビジョン」の進捗状況及び最新のデータを反映するとともに、令和2年度（2020）において経営戦略の策定とアセットマネジメントの改訂を実施することから、これらと整合を図るため、「岩沼市水道事業ビジョン」を改訂するものです。

第2節 位置付け

本市では、平成26年（2014）3月に岩沼市総合計画「いわぬま未来構想」を策定し、『人があふれる“健幸”先進都市 いわぬま』を将来都市像として掲げ、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、局地的な豪雨や少子高齢化の進展など様々な環境・状況の変化に迅速かつ柔軟な対応が可能となるよう、自助・共助・公助と協働・連携を更に推進することにより、市域全体の均衡ある発展を目指したまちづくりを進めていくとしています。その中で水道の整備については「市民の生命・財産を守る“安全・安心な土地利用の推進”」という土地利用構想における基本方針の中で、ライフラインを対象とした防災面の向上等に努め、安全・安心な都市環境の形成を目指すとしています。

また、令和2年（2020）3月には「第2期岩沼市まち・ひと・しごと創生戦略」を策定し、第1期に引き続き人口減少の課題に対し、市民とともに時代に応じた魅力あふれるまち・ひと・しごとづくりに取り組むこととしました。

本市の水道は、将来都市像を具現化するために、利用者の満足と信頼を得られる持続可能な水道事業を目指していきます。

なお、厚生労働省においては、平成25年（2013）3月に『地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道』を基本理念とする「新水道ビジョン」を策定しました。また、平成30年（2018）12月に水道法の一部改正を行い、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の課題に対応することとしました。

また、宮城県においても、平成28年（2016）3月に県内水道の現状を踏まえた中長期的な視点から目指すべき方向性と実現方策を明確化するとともに理想像を具現化することを目的として「宮城県水道ビジョン」を策定しました。

このような背景から、「いわぬま未来構想」での将来都市像の具現化を目指し、「岩沼市水道事業ビジョン」を改訂し、50年～100年先というような長期的な将来を見据えた上で、今後10年間（令和3年度～令和12年度）にわたる施策目標を定め、今後の水道事業経営の指針として示します。

本ビジョンに示した目標は、今後、個別計画として具体化を検討するとともに、財政状況や利用者（市民）のニーズ、社会情勢等の変化を踏まえ、定期的な見直しを図っていきます。

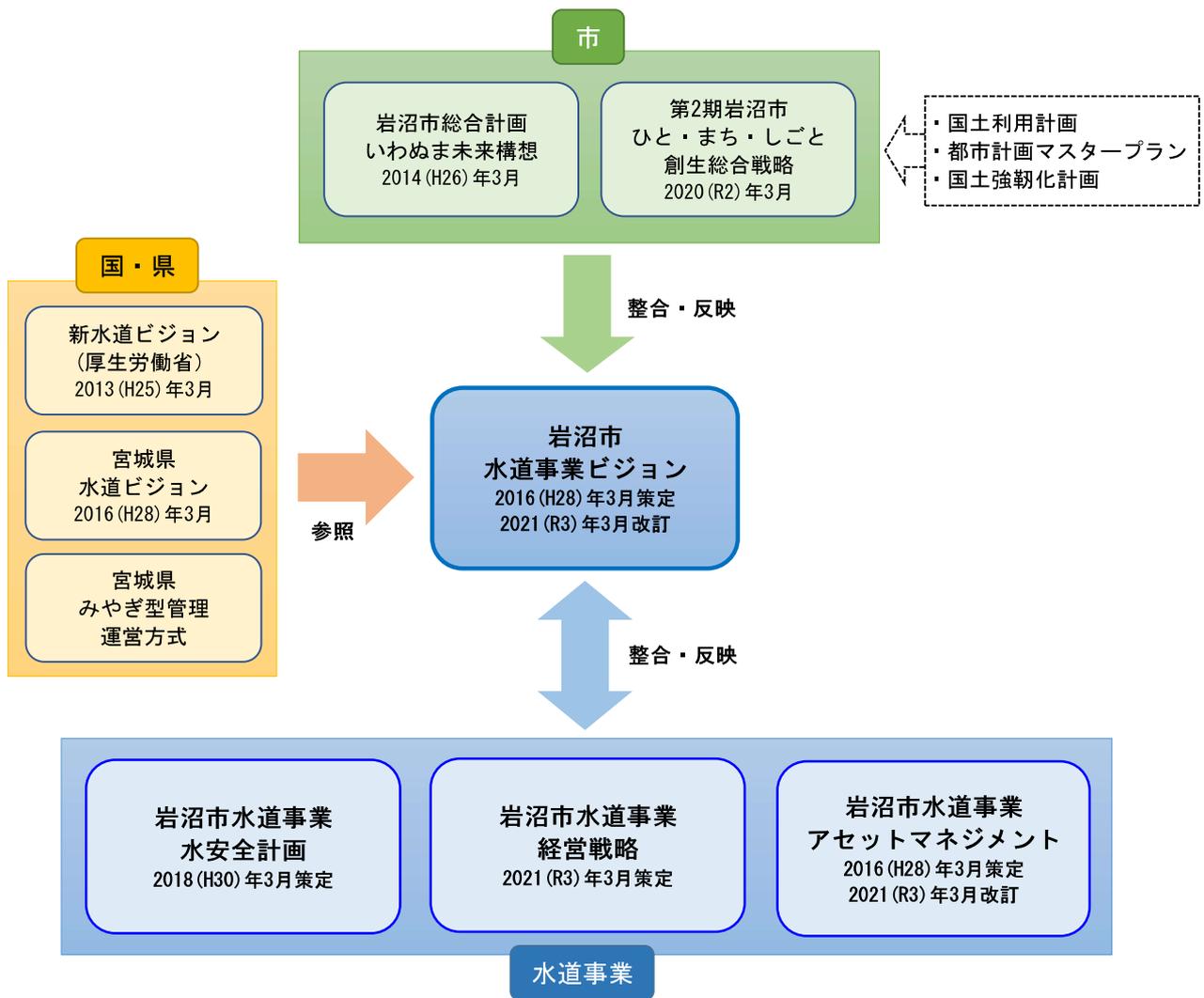


図 1.1 岩沼市水道事業ビジョンの位置付け